

消費者教育ポータルサイト掲載基準修正等提案

I 消費者教育ポータルサイト掲載基準について(案)

<教材掲載基準>

- 1) 消費者教育ポータルサイトに掲載する教材等については、以下の基準を満たすこと。
 - (1) 消費者教育イメージマップの4領域のいずれかまたは複数の領域に関連し、消費者教育の多様な担い手にとって利用しやすく、かつ効果的な教育資料であること。
 - (2) 中立公平で普遍的な内容であること。特に、次の各項のいずれにも該当しないものであること。
 - ① 特定の営利企業や商品などの宣伝又は販売を想起させる表現があるもの
 - ② 特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難したりするところがあるもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ④ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - ⑤ その他、社会的に不適切なもの
 - (3) 正確で信頼できる内容であること。特に、最新の法令等に準じていること。また、法令の改正等に際し速やかに内容を更新できるものが望ましい。
 - (4) 著作物の引用等をしている場合に、出所の明示その他著作権法上必要な措置が講じられていること。
- 2) 掲載後、消費者教育ポータルサイト掲載情報検討会〔仮称〕により、消費者教育ポータルサイトに掲載する教材として不適当であると判断された場合には、直ちに掲載を取りやめる。

<取組掲載基準>

- 1) 消費者教育ポータルサイトに掲載する取組（実践事例、その他）に関する情報については、以下の基準を満たすこと。
 - (1) 消費者教育イメージマップの4領域のいずれかまたは複数の領域に関連し、消費者教育の多様な担い手の参考となる先進的かつ独創的な取組であること。
 - (2) 都道府県、市町村、学校、公益法人、NPO、消費者団体、事業者団体、法曹団体等が運営し、公共性が高く、中立公平な立場から実施されていること。
 - (3) 具体的な取組の様子や成果等を提示できること。
- 2) 掲載後、消費者教育ポータルサイト掲載情報検討会〔仮称〕により、消費者教育ポータルサイトに掲載する教材として不適当であると判断された場合には、直ちに掲載を取りやめる。

＜出前講座掲載基準（案）＞

- 1) 消費者教育ポータルサイトに掲載する出前講座等に関する情報については、以下の基準を満たすこと。
 - (1) 消費者教育イメージマップの4領域のいずれかまたは複数の領域に関連し、消費者教育の多様な担い手に広く開かれ、利用しやすい出前講座等であること。
 - (2) 都道府県、市町村、公益法人、NPO、消費者団体、事業者団体、法曹団体等が運営し、公共性が高く、中立公平な立場から実施されていること。
 - (3) 当分の間、継続的な実施が見込まれること。
- 2) 掲載後、消費者教育ポータルサイト掲載情報検討会〔仮称〕により、消費者教育ポータルサイトに掲載する教材として不適当であると判断された場合には、直ちに掲載を取りやめる。

Ⅱ 消費者教育ポータルサイト掲載情報評価委員会について

- 1) 消費者庁に消費者教育ポータルサイト掲載情報評価委員会〔仮称〕を設ける。
- 2) 当該委員会は、以下の業務を担う。
 - (1) 第三者の立場から掲載情報の適否（掲載基準への準拠及び情報の鮮度等）を判断すること。
 - (2) 利用者が教材等を選択する際に役立つ評価に関する情報を示すこと。
 - (3) その他、掲載情報の利活用に関する検証・評価にかかわること。
- 2) 当該委員会は年に数回程度開催され、評価結果等を消費者教育推進会議へ報告する。